

調達コードの実施状況について

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 企画局 持続可能性部

2024年10月16日 第11回持続可能な調達ワーキンググループ

●目次



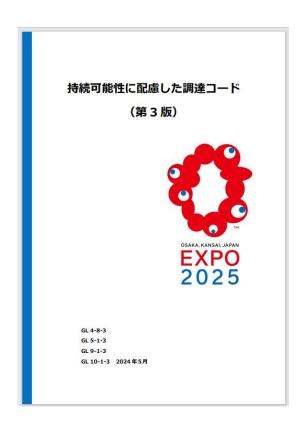
- 1. 持続可能性に配慮した調達コード(第3版)の策定・公表
- 2. 調達コードの普及
- 3. 通報受付対応(グリーバンス・メカニズム)の周知・運用状況
- 4. 物品・サービスの調達への導入
- 5. 参加者への要請
- 6. 博覧会協会における遵守状況の確認



1. 持続可能性に配慮した調達コード(第3版)の策定・公表



■ 第10回調達WGにおけるご意見を踏まえ、今年1月に発生した能登半島地震に関する復興への配慮や今年4月に協会が策定した人権方針との関係性等を盛り込む等の修正を加えた「持続可能性に配慮した調達コード(第3版)」(日本語・英語・仏語版)を2024年5月に策定・公表。また、各解説も公表済。





【参考】 持続可能性に配慮した調達コード 新旧比較



No	頁	行	第2版	第3版
1	4	表	博覧会協会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物 博覧会協会とのライセンス契約 <u>(2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス</u>)	
2			品	契約を含む) に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
2	4	表	大阪・関西万博ロゴ等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者 大阪・関西万博ロゴ等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者	
3	6	6 2 公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という。)は、「いの		公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という。)は、「いのち輝く未来社会
			ち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、2025年日本国際博覧会(以下、「大	のデザイン」というテーマのもと、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という。)の開催
			阪・関西万博」という。)の開催を通して、SDGs 達成への取組を推進する。	を通して、持続可能な大阪・関西万博の基本的な考え方や姿勢を示す「持続可能な大阪・関西万博開催に
				むけた方針」及び「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針」(以下、「人権方針」とい
				う。)に基づき、SDGs 達成への取組を推進する。
4	10	12	博覧会協会は多種多様な人々が積極的にまた安心して参加できる環境を整えるとともに、	博覧会協会は人権方針に基づき、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重し、多種多様な人々が積極
			大阪・関西万博から多様な考え方を発信できるようインクルーシブな万博運営を実現する	的にまた安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博から多様な考え方を発信できるよう
3	c - c	0	ことを目指している。	インクルーシブな万博運営を実現することを目指している。
5	6	25	「OECD 多国籍企業行動指針」	「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」
6	13	16	近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環	近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済と
			境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこ	いう3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待さ
			の3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も	れている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、サプライヤー等が大阪・関西万博に関
			含めて、サブライヤー等が大阪・関西万博に関連する調達に積極的に取り組むことは、新	連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的
			たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。このた	成長に貢献する。さらに、能登半島地震等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要であ
8	8 (8		め、博覧会協会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。	る。このため、博覧会協会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。
7	15	24	ILO 多国籍企業宣言	ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
8	42	32	経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」	経済産業省日本政府 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
9	43	13		2024年5月22日 「持続可能性に配慮した調達コード (第3版)」として改定 (人権方針の策定及び能
				登半島地震の発生を受けた修正等を実施。)
10	43	Mili	労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ (1998 年) にお	労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ (1998 年) において提唱された
			いて提唱された4つの基本的権利に関する原則(①結社の自由及び団体交渉権の実効的な	4つの基本的権利に関する原則(①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労
			承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業に	働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の撤廃)及び 2022 年 6 月の ILO 総
8		(0	おける差別の撤廃)	会で採択されて追加された⑤安全で健康的な労働環境を指す。



1. 持続可能性に配慮した調達コード(第3版)の策定・公表



- 個別基準(農・畜・水産物、パーム油)における協会が認める認証スキーム等について、以下の認証を認めることとし、協会ウェブページにて公表済。
 - ●農産物の調達基準3に基づき博覧会協会が認める認証スキーム

認証スキーム名称	スキームオーナー	対象品目
レインフォレスト・アライアンス認証	レインフォレスト・アライアンス	茶類、バナナ、オレンジその他果物と野菜
https://www.rainforest-alliance.org/ja/		

●農産物の調達基準7に基づき博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの

認証スキーム名称	スキームオーナー	対象品目
レインフォレスト・アライアンス認証	レインフォレスト・アライアンス	バナナ、カカオ、ココナッツ、コーヒー、花卉、果
https://www.rainforest-alliance.org/ja/		物、ハーブ、スパイス、ナッツ類、茶類、野菜

●畜産物の調達基準7に基づき博覧会協会が認める認証スキーム

認証スキーム名称	スキームオーナー	対象品目
平飼い鶏卵認証	エコデザイン認証センター	鶏卵
https://eco-de.co.jp/hirakai/index.html	141 WOODBOOK 17 TO	



scheme.pdf (expo2025.or.jp)

2. 調達コードの普及



■協会における取組(イベントや講演会等における調達コードの周知)

- 協会主催行事(営業参加者・民間パビリオン出展者向け説明会等)
- 外部(業界団体、自治体の人権関連協議会等)が主催するイベント・講演会





■自治体における取組

• 自治体から生産者や業界団体等に調達コードに関して周知・説明





3. 通報受付対応(グリーバンス・メカニズム)の周知・運用状況



■専用の通報受付窓口設置

• 調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、その迅速かつ適切な解決に向けて必要な対応を公平かつ透明性をもって実施するための専用の通報受付窓口を2024年7月に設置。

■通報受付窓口の周知

• 通報受付窓口を広く周知し利用しやすいものとするため、9 ヵ国語のチラシと説明資料(詳細版、概要版)を作成し、

協会ウェブページ(英語版も含む)に掲載。

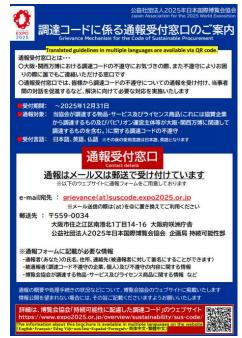
その他、あらゆる機会を通じて周知。

・関係者ポータルに登録する全事業者、関係者宛にメールでお知らせ

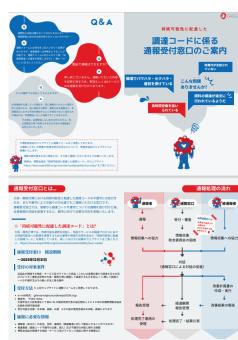
- ・チェックシートを提出した1300事業者に対してメールでお知らせ
- ・工事現場等での掲示に向けて関係者会議、ヒアリングの際に口頭でお知らせ

■通報

1件 2024/9 受付 10/7 アドバイザリー会議開催 情報収集中



チラシ(日本語版)



説明資料(概要版)

第10回WG資料 再掲



4. 物品・サービスの調達への導入

博覧会協会における物品・サービスの調達においては、引き続き、各部局や調達担当部局の理解・協力のもと、 調達コードの遵守を担保するための仕組みを導入。調達担当部局とも連携して、各部局の職員に向けて、調達 コードの運用に関する説明会等を開催し徹底を図っている。

■仕様書作成時

- 各部局で仕様書を作成する際に、関係書類(入札公告や公募要領)に持続可能性の確保や調達コードの遵守に 関する内容を記載。
- 契約書を作成しない場合は、同等の内容を記載した持続可能性に関する留意事項を事業者に交付。

■入札・プロポーザル実施時/随意契約の見積徴取時

• 各部局が、事業者からチェックシート(持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票)を受領し、調達担当部局に提出。

■契約締結時

- 各部局が、事業者から持続可能性の確保に向けた誓約書を受領し、調達担当部局に提出。
- 契約書雛型に持続可能性の確保や調達コードの遵守に関する条項を盛り込む。



第10回WG資料 再掲



5.参加者への要請

大阪・関西万博への参加者(会場整備参加・運営参加、営業参加、催事参加など)の公募においては、持続可能性の確保や調達コードの遵守に関して明示し、チェックシートや誓約書の提出を求めるとともに、参加契約において調達コードの遵守を担保。

■公募時

• 公募要領に持続可能性の確保や調達コードの遵守に関する内容を記載。

■応募時

応募者からチェックシート(持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票)や誓約書を受領。

■契約締結時

- 契約書雛型に持続可能性の確保や調達コードの遵守に関する条項を盛り込む。
- 契約書を作成しない場合は、何かしらの書類に持続可能性の確保や調達コードの遵守に関する内容を記載することを 検討。





- 調達コード遵守に関する取組状況等を確認することを目的に、サプライヤー等へのヒアリングを実施。
- リスクの高さ等を考慮し、以下の案件・事業者に重点的にヒアリングを実施しており、今後も順次実施予定。
- ヒアリングでは主に、作業員の労働・人権面、通報受付体制整備状況、個別基準対象物品の調達状況について確認。ヒアリングに当たり、専門家の同席や実施結果報告等に関する専門家との意見交換も実施。
- ヒアリングの結果、取組が不十分と思われる点については、専門家の意見も参考に助言や追加調査依頼等 を実施。また良い取組を確認し、共有可能なものは他事業者への助言等に活用している。

【重点ヒアリング状況】

※2024年9月末現在

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	件数※	主な内容
協会発注建築工事	博覧会協会が発注する建築工事の受注事業者	12件	建築工事(労働・人権)、木材
パビリオン	国内・民間パビリオン出展者	7件	
ライセンス品	ライセンス事業者から、海外で製造、国内で外国人労働者を雇用、個別基準品調達等の案件	14件	製造工場(労働·人権)、個別基準品
ユニフォーム	公式ユニフォーム製造事業者	8件	

- ・ 建築工事事業者、民間パビリオン出展者、公式ユニフォーム製造事業者は全件聴取に向けてヒアリング実施中。
- ・次頁以降では、建築工事事業者及びパビリオン出展者から聴取した内容は「建築工事」、ライセンス事業者及びユニフォーム調達事業者から聴取した内容は「製造工場」の項目で掲載。



(1) 共通基準 (通報受付対応の体制整備、長時間労働の禁止)

項目	主な取組内容
	【良い取組事例】 ・匿名でも通報可能な通報窓口を設置。報復行為等を会社の規定で禁止し、HP上に公表
通報受付対応の体制	・契約関係がある会社従業員は内部通報窓口に通報可。それ以外のステークホルダーの苦情はお問い合わせ窓口で受付
整備	・契約先全てに対し協会の通報受付窓口についてメール周知済
(建築工事) ※「建築工事」には建	・協会が作成した通報受付窓口のポスターについては、今後の内装工事等で掲示するようにしたい。・パビリオンスタッフが固まった時点で人材採用委託先の相談窓口を周知するように委託先に伝える。
築工事事業者及びパビリ オン出展者から聴取した	【協会から指摘・情報提供を行った事例】
内容を含む。以下同じ。	・コンプライアンスホットラインを設けているが、パビリオン用を別途作る方がよいのかとも考えている。社内ホットラインを広げて外部ステークホルダーにも融通を利かせることで対応してもよいのか。コンプラ担当にも伝えたい。
	⇒専門家からは通報窓口は目につくところに掲示し、複数示すことが有効と助言を受けている。協会作成の
	受付窓口ポスターも活用いただければと思う。



(1) 共通基準 (通報受付対応の体制整備、長時間労働の禁止)

項目	主な取組内容
通報受付対応の体制整備 (製造工場) ※「製造工場」にはライセンス事業者及びユニフォーム調達事業者から聴取した内容を含む。以下同じ。	 【良い取組事例】 ・社内の通報受付窓口は、ホットラインを設けている。通報者への報復行為禁止については、公益通報者保護規程を定めて社内周知している。社外からは、HPのお問合せフォームにて受付 ・通報受付者への報復行為の禁止については定めていないため、現在改訂中の就業規則に社労士と相談して記載する予定 【協会から指摘・情報提供を行った事例】 ・報復行為の禁止については社内規程としては定めていないが、やっていないしあり得ないと考えている。 ⇒専門家から「従業員が安心して通報できるようルールを定め周知することが重要」との指摘があることを紹介
長時間労働の禁止 (建築工事)	【良い取組事例】 ・4週8閉所の実施、ノー残業デー、書類の簡素化 ・ICT利用による業務の効率化 ・現場の事務負荷を軽減するために、作業所と連携する支援部隊が書類作成支援等、活発に活動 ・基本8時-17時を定時にしてその中で工事を進めている。工期もタイトではなく、工事は前倒しで進んでいる。



(2) 共通基準 (職場の安全・衛生)

項目	主な取組内容		
	【良い取組事例】		
	・水洗式手洗い(男女別)、女子更衣室の整備、通勤車両の駐車場整備		
	・場内スポットクーラー扇風機活用、ミスト設置、製氷機、エアコン付き休憩所設置、スポーツドリンク支給、熱中症検知器を作業員に配付、朝礼での椅子着席等の熱中症対策実施		
	・作業員の要望や他の現場での取組をくみ上げ、空調設備や照明の追加、休憩所の増設等につなげている。		
	・毎日の朝礼・安全パトロールでの啓発活動、災害事例動画の放映や啓発看板設置		
職場の安全・衛生 (建築工事)	・ゼネコンから一次請事業者に月2回以上現場パトロールを行う方針を出している。		
(连朵工尹)	・朝礼広場での安全帯使用基本知識の確認。現場内での段差の視える化		
	・新規入場時に既往症含めて確認し、発作の持病がある方は近くの作業者が気にかける等体制整備		
	・朝礼時に元気よくラジオ体操をできるか確認し、3回/日の巡回時に、労働環境の確認と声掛けを実施		
	・当日、翌日の作業内容、危険場所等周知。事前ヒアリングによる足場等、必要仮設の先行架設		
	・ 墜落防止器具確認、体感教育の実施		
	・危険物の管理や有害物質等の計測は敷地の特性を踏まえて入念に行っている。		



(2) 共通基準 (職場の安全・衛生)

項目	主な取組内容			
	【良い取組事例】			
	・危険個所では、熟練度の高い社員が作業を実施。年齢の高い方や女性の仕事内容には配慮している。			
	・月1回安全衛生委員会で安全に関する検討を行い、3か月に1度は現場確認を行い危険個所の洗い出し をして対策している。労働基準監督署にも報告している。			
職場の安全・衛生	・自社工場の労働・人権の取組としては、就業規程に記載し周知するとともに、食堂や会議室で差別的取り 扱いを禁止するポスターを掲示			
(製造工場)	・委託工場には、年4、5回訪問し、労働環境や安全基準に関する直接的な確認を行い、人権や労働条件(休憩時間等)に関する問題がないか、チェックシートを基に評価している。			
	・定期的な監査のタイミング以外にも、委託工場に訪問した際に、監査チェックシートを用いて工場の人権や労働法規の遵守状況、安全衛生について確認するとともに、自己診断チェックリストを用いて監査項目の理解度と遵守状況を確認している。			
	・海外の委託工場に関しては、外部監査を実施し、全員の身分証明書の有無、タイムカードと給与支払いの 突合と無作為のヒアリングを実施			



(2) 共通基準 (職場の安全・衛生)

項目	主な取組内容				
	【協会から指摘・情報提供を行った事例】				
	・自社社員が労働・人権などに関して確認。ただし、監査マニュアルは作成していない。				
職場の安全・衛生	⇒外部監査のマニュアル例(公開されている先進的な取組をしている大手有名企業の監査資料)を参考				
(製造工場)	資料として提供				
	・これまで縫製工場の監査、認証の確認はしていなかったが、今回の取引を転機に、調達コードをもとに取引				
	先にも労働、人権配慮を求めていこうと思う。 				
	⇒公開されている業界団体のチェックリストを確認ツールの参考として提供				



OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO2025

(3) 共通基準(外国人·移住労働者)

項目	主な取組内容
	【良い取組事例】
	・新規入場時の面談で日本語理解度テストを実施、理解度が低い外国人作業員は単独作業せず、日本語が分かる作業員とペアで作業実施
	・注意喚起看板に、英語他多種言語で掲示、作業員人数が多い母国語を併記
	・安全看板にピクトサイン等を用いて文字以外で理解できるように工夫
外国人·移住労働者	・安全通路は看板がなくても理解できるように整備
(建築工事)	・新規入場者教育時には、母国語Ver.の資料を作成し、説明を実施
	・技能実習生受入書類を確認した上で、受入実施
	・協力会社に対して、外国人実習生・作業員と協力会社の雇用条件書の提出を義務付け
	・不当な契約がないことは、全ての外国人労働者に関して、元請から監理団体や仲介業者に確認
	・契約書は、元請けとして全ての下請事業者の契約内容について現場に入る前に確認し、母国語と日本語で 記載されていることを確認



(3) 共通基準(外国人·移住労働者)

項目	主な取組内容
	【協会から指摘・情報提供を行った事例】
外国人·移住労働者 (建築工事)	・技能実習生は行政の管理が強化されているので案件毎には未確認(協力会社に申し送り実施)
(连末工事)	⇒技能実習生への不当な扱いがないことを担保するため元請事業者として確認をしてもらいたい。
	【良い取組事例】
外国人·移住労働者 (製造工場)	・仲介業者・雇入れ業者間で不当な扱いが無いこと、管理体制等へのヒアリングで確認派遣会社と外国人アルバイトとの契約書は母国語の記載であることを確認している。
	・技能実習生を雇用する工場を重点的に監査をしている。監査では、必ず技能実習生のインタビューを実施 し、送り出し機関に支払った手数料やその支払い方法などを確認している。また、実習生の寮に直接赴き、 寮の管理が日本の法律に適合しているかを目視確認している。





(4)個別基準(木材)

① 3 工区における大屋根リング木材及びコンクリート型枠合板の調達状況について

博覧会協会発注の施設整備事業(3工区)における大屋根リング木材及びコンクリート型枠合板の調達状況の確認について、前回第10回WGでは調査票等を用いて確認した結果について報告したところ。

今回、3工区の施設整備事業の受注者に対してヒアリングにより確認を実施(2024年8月)。

主な確認内容

- ・リング木材については、個別基準「木材」に記載の認証材(FSC、PEFC、SGEC)と、前述の認証材ではない木材を使用している場合があり、認証材でない木材を使用する場合は個別基準「木材」の別紙に示す方法に基づき確認を実施している。
- ・コンクリート型枠合板については、各工区とも再使用をしており、転用状況について事業者から「万博工事の他エリアで転用」「平均15回程度転用」などの回答があった。また伐採時の合法性の確認方法については「出荷証明書により確認」「型枠合板へのスタンプ印で確認」「合法材である誓約書を協力会社が提出」などの回答があった。
- ・調達コードの伝達について、各工区事業者とも調達コードを調達先に伝達しており、「調達コードを協力会社に送付し適宜説明実施」「調達コードに則った調達ができることを前提に協力会社を選定」などの回答があった。



OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO2025

(4)個別基準(木材)

②その他の調達状況について

	主な取組内容
	【良い取組事例】
建設材料	・構造材、仕上げ材等で認証材を使用、認証材でないものは調達コード別紙に基づき確認
	・FSC、SGEC認証材を使用、証明書で確認
	・認証材を使用、又は調達コード別紙で確認。使い分けはどちらを入手しやすいかによる(施工業者によって変わる)
	・別紙による確認については、木材納入事業者の納品書で合法材を確認。また、木材を調達する現地工場に訪問して
	ヒアリングと実態確認を行っている。
	【良い取組事例】
	・原則、型枠工事業者所有の再利用品を使用。新規合板使用時は認証品を使用し現物確認を実施
コンクリート	・認証材を使用し、型枠工事業者が次の現場で使用するサイクルができている。流通ルートを書類で確認
型枠合板	・万博の他の現場で使用していたものを再利用したことを確認している。
	・型枠合板に合法木材であることを示す認定番号が刻印されていることを確認
	・合法材であることを証明する認定スタンプを確認、型枠工事業者から合法材使用の誓約書提出



(4)個別基準(木材)

②その他の調達状況について

	主な取組内容
	【協会から指摘・情報提供を行った事例】
コンクリート 型枠合板	・工事会社が自社倉庫で保管しているものを納入していることを確認。また、施工計画書に購入先が記載されているので、 その事業者が違法伐採された木材や環境に配慮されていない木材を購入していないことを確認している。
	⇒森林所有者や生産事業者等からサプライヤーに提出するように求めている書面を入手するように依頼
その他	【良い取組事例】
	・デザインバーは木のケースに入れている。木については、納入会社から環境に配慮したものだという証明書をもらっている。
	⇒商品ケースの木材は、木材の個別基準の対象外となるが、そのような証明書を残しておくのは重要だと思うので、保管
	しておいて欲しい。





(5)個別基準(紙)

主な取組内容

【良い取組事例】

- ・これまでコピー紙と一部の商品には認証紙を使用していたが、大阪・関西万博の調達コードをきっかけに、外箱含めて紙を扱う際には全てFSC認証紙を使用する予定
- ・梱包用段ボールで認証紙を使用予定。5、6年前から、取引先からの指定で使用することになった。東京2020大会が開催されて認証紙が広まったことも影響していると思う。

【協会から指摘・情報提供を行った事例】

- ・包装紙や外箱で使用予定。認証紙を使用しているが、今後は認証紙でないものも含めて使用予定
 - ⇒認証紙以外を使用する場合は、製紙事業者から紙の調達コードの別紙を受領・保管しておくように依頼

その他、博覧会協会におけるポスター・チラシの調達案件を対象に、前回第10回WGでの報告内容と同様の方法(各仕様書の記載内容の確認と問合せ)で新規調達6案件について確認したところ、6件全て仕様書において認証紙(FSC、PEFC(SGECを含む。))の使用を指定していた。確認部数の累計は、ポスター約72万枚、チラシ約35万枚。



(6) 個別基準(農・畜・水産物、パーム油)

主な取組内容

【良い取組事例】

- ・環境や健康に配慮したプラントベースフードを提供予定。ハラル・ヴィーガンにも対応できるよう工夫する。
- ・パーム油は、マーガリン・ショートニングなど加工品でも認証油を原料としたものを使用する。

【協会から指摘・情報提供を行った例】

- ・パーム油を原料とする石鹸・洗剤を使用するかは未定
 - ⇒認証油を原料としたものを調達するように依頼

